

答申(案)における意見とそれに対する実施機関としての対応案・評価書の修正案

項目	答申(案)における意見の内容	答申(案)における意見に対する実施機関としての対応案	意見を踏まえての評価書の修正案
業務端末について	業務端末においては、代表端末ほど厳格なセキュリティは確保されていないことから、業務端末の違法な取扱いは情報漏えいが懸念される。したがって、実施機関は、成りすまし防止等の対策について検討し、本件評価書に記載すべきである。	<p>○ 6月9日の会議の席上、委員から監視カメラの設置に関する御発言がありました。監視映像の記録の保存、カメラの設置自体による違法行為の抑止効果など、その有効性は認めるところであります。早急に対応することは困難であります。</p> <p>○ そこで、端末設置場所の所属の職員が、端末を現に操作する者が必要な権限を有する者であることをチェックすることとします。特に、操作者が操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者(住基ネットを利用する所属に1人置かれる責任者)の承諾を要することとし、かつ、端末へのログインは情報セキュリティ責任者が行い、操作者が情報セキュリティ責任者の承諾なしに端末にログインできない(従って、住基ネットシステムにログインできない)体制をとります。その際、現に操作する者の識別を行うために、情報システム管理者(市町村課長)は操作者証(課長印付)を全操作権限者に交付し、操作時の着用を義務付けます。</p> <p>○ 一連の操作終了後は端末をログアウトすることを徹底し、当該操作内容を記録に残すこととします。</p> <p>○ 業務端末は、来庁者カウンター等から離して設置し、かつ、常時周囲の職員の目が行き届く位置に設置することとします。</p> <p>○ 職員退庁時には部屋の施錠を徹底します。</p> <p>○ 以上の措置により、成りすましの防止を徹底して参ります。</p>	<p>【評価書p15】 Ⅲ-3「特定個人情報の使用」中の「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に、「端末設置場所の所属の職員が、端末を現に操作する者が必要な権限を有することをチェックすることとし、その際の識別を行うために、情報システム管理者は操作者証を操作権限を有する職員に交付し、着用を義務付ける。また、操作者が操作を開始するにあたっては、情報セキュリティ責任者の承諾を要するものとする。」との記載を追加します。</p>
媒体連携について	媒体連携は入退室管理を行うサーバ室内で行うこととされており、その際に用いる記録媒体の管理が適切に行われないと媒体連携全体のセキュリティが低下する。したがって、実施機関は、当該記録媒体に対する厳格な運用管理について本件評価書に記載すべきである。	<p>○ 記録媒体はライクンバーの真正性確認業務終了の都度、サーバ室内において物理的に破壊することとします。その結果は、当該業務担当者以外の職員が確認し、記録に残すこととします。</p>	<p>【評価書p21】 Ⅲ-7「特定個人情報の保管・消去」のリスク3の中で、「磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す」との記載の後に、「なお、媒体連携の際に使用した磁気ディスクは、当該媒体連携の目的を達した後直ちにその場で破壊するものとし、かつ、その記録を残す」との記載を追加します。</p>
従業者の必要な知識の習得について	「従業者に対する教育・啓発」として、住民基本台帳ネットワークシステムを操作する従業者に対し、研修を実施し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残すこととされている。しかし、情報セキュリティにおいては、意識の向上以前に知識が必須であることから、講義形式の研修に加え、資格の取得を求めるなど、従業者に必要な知識を習得させることについて、本件評価書に記載すべきである。	<p>○ 操作者に対し、ITパスポートなどの資格取得に必要な知識の習得に努めさせることとし、目指すべき方向として、資格取得を推奨することとします。</p>	<p>【評価書p22】 Ⅳ-2「従業者に対する教育・啓発」の記載を修正します(下線部分が修正箇所)。 「住民基本台帳ネットワークシステム操作者を対象にした研修を毎年度当初に実施。また、操作者には、セキュリティに係る資格等に要する知識の習得に努めさせることとする。これらの措置により、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上、知識の習得を図り、その記録を残す。」</p>
違反行為をした従業者等に対する措置について	「特定個人情報保護評価指針第10の1(2)」に定める審査の観点における主な考慮事項においては、「違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「違反行為をした従業者等に対する措置」について本件評価書中に記載すべきである。	<p>○ 「違反行為をした従業者等に対する措置」について評価書中に記載します。</p>	<p>【評価書p22】 Ⅳ-2「従業者に対する教育・啓発」中に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第67条の規定により、個人番号利用事務等に従事する者が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又はこれを併科され、また、同法第68条の規定により、業務に関して知り得た個人番号を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処され、又はこれを併科することとされている。職員の違法行為が発覚した場合、必要に応じて操作権限を停止する。」との記載を追加します。</p>